

望ましい地方税のありかた調査事業について

望ましい地方税のありかた調査事業について

現地調査

○ 奈良県税制調査会委員に調査事業を委託し、7月から8月にかけて、超過課税で奈良県と異なる税制度を行っている自治体(9県)等に対し、現地調査を実施していただいた。

調査先① (8月29日~30日)

- 岩手県・・・森林環境税(個人)が1,000円/年
(本県の2倍)
地方税共同滞納整理組織(任意)設置
自動車税の徴収率(H26)全国第3位
- 宮城県・・・森林環境税(個人)が1,200円/年
(本県の2倍以上)
法人事業税の超過を実施
地方税共同滞納整理組織(任意)設置

調査先② (7月8日・15日)

- 神奈川県・・・森林環境税(個人)が300円/年
(本県の6割)
個人県民税所得割を全国で唯一課税
法人事業税の超過を実施
- 静岡県・・・森林環境税(個人)が400円/年(本県の8割)
法人事業税の超過を実施
法人県民税法人税割の超過課税を全国で唯一未導入
地方税共同滞納整理組織(広域連合)設置

調査先③ (8月23日~24日)

- 岐阜県・・・森林環境税(個人)が1,000円/年
(本県の2倍)
法人事業税の超過を実施
地方税共同滞納整理組織(任意)設置
- 愛知県・・・法人事業税の超過を実施
地方税共同滞納整理組織(任意)設置

調査先④ (8月2日・8日~9日)

- 鳥取県・・・森林環境税(個人)が平成19年度まで300円/年(現在は、500円/年に変更)
地方税共同滞納整理組織(任意)設置
自動車税の徴収率(H26)全国第2位
- 愛媛県・・・森林環境税(個人)が平成21年度まで500円/年(現在は、700円/年に変更)
地方税共同滞納整理組織(一部事務組合)設置
- 高知県・・・法人県民税の超過を実施
県と市町村との協力関係(奈良モデルとの比較検討)
租税債権管理機構(一部事務組合)設置

望ましい地方税のありかた調査事業について

◆ 森林環境税等の概要

	岩手県	宮城県	神奈川県	静岡県	岐阜県	愛知県	鳥取県	愛媛県	高知県	奈良県	
税目	森林(もり)づくり県民税	みやぎ環境税	水源環境保全税	森林づくり県民税	清流の国ぎふ森林・環境税	あいち森と緑づくり税	森林環境保全税	森林環境税	森林環境税	森林環境税	
導入時期	H18～	H23～	H19～	H18～	H24～	H20～	H17～	H17～	H15～	H18～	
課税方式	県民税均等割 超過課税	県民税均等割 超過課税	個人県民税均等 割・所得割 超過課税	県民税均等割 超過課税	県民税均等割 超過課税	県民税均等割 超過課税	県民税均等割 超過課税	県民税均等割 超過課税	県民税均等割 超過課税	県民税均等割 超過課税	
納税義務者	個人・法人	個人・法人	個人	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人	
税率	個人 1,000円 法人 2,000円～ 8,000円	個人 1,200円 法人 標準税率 の10%相当額 (2,000円～ 80,000円)	均等割: 標準税 率に300円上乘 所得割: 標準税 率に0.025%上 乗	個人 400円 法人 均等割額 の5%(1,000円 ～40,000円)	個人 1,000円 法人 均等割額 の10%相当額 (2,000円～ 80,000円)	個人 均等割の 500円増 法人 均等割の 5%増	個人 均等割に 年500円上乘せ 法人 均等割額 の5%相当額	個人 700円 法人 法人均等 割の7%	年500円	個人 500円 法人 森林環境 税課税前の均等 割額の5%相当 額	
税込 (単位: 千円)	H27	741,550	1,657,000	3,955,105	982,000		2,200,000	176,350	540,000	356,000	
	H26	778,641	1,642,000	3,908,953	H18～H27 95億円	毎年 1,200,000	2,200,000	176,983	540,000	毎年、 およそ 160,000 ～ 170,000 で推移。	363,000
	H25	772,173	1,606,000	4,080,184		2,200,000	177,466	540,000	361,000		
	H24	728,531	1,523,000	4,004,425	900,000	2,200,000	176,337	540,000	359,000		
	H23	675,983	1,231,000	3,800,582	—	2,200,000	176,382	540,000	359,000		
主な用途事業	いわて環境の森 整備事業 県民参加の森林 づくり促進事業 いわて森のゼミ ナール推進事業	みやぎグリーン戦 略プラン ・住宅用太陽光発 電普及促進事業 ・県産材利用エコ 住宅普及促進事 業	水源の森林づくり 事業の推進 丹沢大山の保全・ 再生対策 溪畔林整備事業	荒廃した森林の再 生に係る施策(森 の力再生事業)	環境保全を目的と した水源林等の整 備 里山林の整備・利 用の促進 生物多様性・水環 境の保全	森林・里山林整備 都市緑化 環境活動等推進	間伐の遅れた人 工林の整備 竹林対策(放置竹 林整備) 森林の保全・整備	森をつくる活動 木をつかう活動 森とくらす活動	森林環境の保全 を進める事業 将来を担う子ども たちへの森林環 境教育の支援 持続可能な山の 暮らしを伝える森 づくりへの支援		施業放置林整備 事業 里山づくり推進事 業 森林環境教育推 進事業

望ましい地方税のありかた調査事業について

◆森林環境税等以外の超過課税の概要

		岩手県	宮城県	神奈川県		静岡県	岐阜県	愛知県		鳥取県	愛媛県	高知県	奈良県
税目		法人県民税	法人事業税	法人県民税	法人事業税	法人事業税	法人県民税	法人県民税	法人事業税	法人県民税	法人県民税	法人県民税	法人県民税
導入時期		S52～	H20～	S50～	S53～	S54～	S51～	S50～	S52～	S52～	S50～	S51～	S51～
課税方式		法人税割 超過課税	超過課税	法人税割 超過課税	資本割・付加 価値割・所得 割の超過課税	超過課税	法人税割 超過課税	法人税割 超過課税	超過課税	法人税割 超過課税	法人税割 超過課税	法人税割 超過課税	法人税割 超過課税
納税義務者		資本金1億円超 又は法人税額 1,000万円超の 法人	資本金1億円超 または所得金額 が4,000万円超 (収入金額の場 合は、3億2千万 円)	原則：全法人 例外：中小法人 に対する不均一 課税	原則：全法人 (対象外)中小法 人に対する不均 一課税の法人	資本金1億円超 の法人 資本金1億円以 下の法人のうち 所得3千万円(収 入金額2億4千万 円)超の法人	資本金1億円超 課税標準となる 法人税額が年1 千万円超	資本金1億円超 又は法人税額年 1,500万円超の 法人	資本金1億円超 又は所得金額年 5千万円超若し は収入金額年4 億円超の法人	中小法人等以外 の法人	県内に事務所・ 事業所がある法 人	県内に事務所等 を有する法人 (対象外)中小法 人に対する不均 一課税の法人	県内に事務所等 を有する法人等 (適用除外法人 あり)
税率		標準税率に 0.8%上乗せ	標準税率の1.05 倍	標準税率に 0.8%上乗せ	標準税率の5% 増(所得割は地 方法人特別税と 合わせて5%増)	地方法人特別税 施行前の旧法人 税率の5%	4% (標準税率 3.2%)	標準税率に 0.8%加算	(標準税率+地 方法人特別税割 設時の標準税率 率)×3%	上乗税率0.8%	4% (標準税率 3.2%)	標準税率に 0.8%上乗せ	法人税額の 4.0%
税収 (単位:千円)	H27	569,259	4,976,000	5,190,805	14,947,697	8,688,000	毎年 概ね 1,100,000 前後で推移	7,300,000	10,600,000	196,000	745,447	271,414	353,000
	H26	575,590	4,345,000	5,445,379	13,329,579	H26～H30 (見込) 325億円		10,700,000	14,800,000	194,000	755,061	261,748	372,000
	H25	463,233	3,905,000	5,003,138	12,094,048			5,900,000	9,300,000	174,000	747,625	188,330	322,000
	H24	574,849	3,701,000	4,934,115	10,475,626			6,000,000	7,900,000	173,000	722,208	171,605	350,000
	H23	394,585	2,736,000	4,703,088	9,962,495			5,000,000	7,100,000	178,000	—	235,395	360,000
主な使途事業		産業・雇用振興 施策事業に充当 ・ジョブカフェい わて管理運営費 ・就業支援推進 事業費	企業集積促進 中小企業技術高 度化支援 災害に対応する 産業活動基盤の 強化	災害に強い県土づくりの推進 東京オリンピック・パラリンピックに 向けた幹線道路の整備	「AP2013」の推 進のため地震・ 津波対策 高規格幹線道路 の整備	少子化対策の推 進 社会福祉の充実 教育の振興	青少年のための 教育・文化施設の 整備維持 老人・心身障害 (児)者のための 社会福祉施設の 整備維持 勤労者のための 福祉施設の整備 維持	災害に備えた河 川・治山、ため 池、砂防設備な どの整備維持 地盤沈下地域に おける河川・排水 施設の整備維持 災害を未然に防 止するための海 岸の整備維持	産業振興事業	(一般財源に組 み込まれている)	県の5つの基本 施策 5つの基本施策 に横断的に関わ る施策	障害福祉施設整 備 老人福祉施設整 備 医療施設整備	

望ましい地方税のありかた調査事業について

◆地方税滞納整理組織の概要(2-1)

	岩手県	宮城県	神奈川県	静岡県	岐阜県	愛知県	鳥取県	愛媛県	高知県	奈良県
団体名	岩手県地方税特別滞納整理機構	宮城県地方税滞納整理機構	神奈川県地方税収対策推進協議会	静岡県地方税滞納整理機構	ぎふ税収確保対策協議会	愛知県地方税滞納整理機構	鳥取県地方税滞納整理機構	愛媛県地方税滞納整理機構	高幡・幡多・安芸広域市町村圏事務組合(租税管理機構)	地方税滞納整理本部
(構成メンバー等)	県と県内全33市町村	県と23市町村(仙台市など2市7市町村を除く)	会長:副知事 副会長:総務局長、副市長、副町村長 構成員:県及び市	県及び県内全市町村	県及び県内42市町村	県及び県内47市町村	県及び県内全19市町村が参加	県内全20市町村	県内市町村	本部長:総務部長 本部長:税務課長、市町村振興課長、各県税事務所長
団体の位置づけ	任意組織	任意組織	任意団体	地方自治法第284条第3項で定める広域連合	任意組織	任意組織	任意組織	一部事務組合	一部事務組合の内部組織	任意内部組織
(法的位置づけ等)	人格なし						人格なし	地方自治法に基づく		
設立	H18.10~	H21.4~	H8.7~	H20.1~	H21.4~	H23.4~	H22.4~	H18.4~	H16.4~ 他	H24.4~
(設立経緯)	個人県民税及び個人市町村民税その他市町村税の滞納整理と、滞納整理技術の向上を目的とする	滞納額が累増する個人住民税の税収確保等に対応するため	総合的な税収確保対策を実施するため	静岡県地方税一元化構想	県と全市町村の連携による協働体制を確立して、税収確保対策の実効性を高めるため	個人県民税及び個人市町村民税を始めとした市町村税の収入未済額の縮減 市町村税務職員の徴収技術の向上	収税体制の効率化、高度化を図るため	市町村税及び個人県民税の滞納額の縮減 市町の徴収能力の向上 等	安芸広域市町村圏事務組合(H28.4~)では、全国初税外債権の受入予定	「奈良モデル」の取組による市町村への滞納整理チームの常駐派遣や随時派遣など、県と市町村が協働して滞納整理を行うことにより、個人住民税を含む地方税の税収確保を図り、併せて徴収率の更なる向上及び収入未済額の圧縮を図る

望ましい地方税のありかた調査事業について

◆地方税滞納整理組織の概要(2-2)

	岩手県	宮城県	神奈川県	静岡県	岐阜県	愛知県	鳥取県	愛媛県	高知県	奈良県
目標達成状況と事業効果の判断	<p>★目標：個人県民税収入未済額1,140百万円までに圧縮</p> <p>○収入未済額(単位：百万円)</p> <p>H23末 2,052 H24末 1,882 H25末 1,656 H26末 1,443 H27末 1,388</p>	<p>○移管案件の直近4年の徴収率60%超</p> <p>○H27差押3,693件、搜索1,402件</p> <p>○機構参加市町村の収入率等の状況は、機構不参加市町村及び県計に比べ良好に改善</p>	<p>○収入未済額(収入歩合)</p> <p>H22 275億円(93.8%) H23 261億円(93.5%) H24 243億円(94.0%) H25 211億円(94.8%) H26 188億円(95.3%)</p> <p>⇒未だ多額の未済額</p>	<p>○徴収率40%が4年連続達成できており、順調と評価。</p> <p>○市町及び滞納整理機構による8年間(H20～27)の成果</p> <p>市町：13,963百万円 機構：8,784百万円 計：22,747百万円</p>	<p>○H27個人県民税の現年課税分徴収率目標及び滞納繰越分収入未済額削減目標は達成</p> <p>・現年課税分徴収率 目標 98.2%以上 実績 98.3%</p> <p>・滞納繰越分収入未済額 目標 前年比1億円縮減 実績 前年比2.5億円縮減</p>	<p>○地方税滞納整理機構の徴収実績が高いこと及び県内市町村の徴収率が向上していることなどから、効果があると判断している。</p> <p>【H23～27累計】 徴収率：54.1%</p>	<p>○機構案件については、市町村単独による滞納整理での徴収率を上げて回っている。</p> <p>○個人県民税や市町村税の徴収率が年々向上し未収額が減少している。</p>	<p>○機構設立効果(機構徴収額+移管予告効果額)</p> <p>H23 1,368百万円 H24 1,180百万円 H25 1,175百万円 H26 1,041百万円 H27 1,043百万円</p>	<p>○高幡広域H25 徴収額・率 86,492千円(39.9%) H26 徴収額・率 96,649千円(38.3%)</p> <p>○幡多広域H25 徴収額・率 161,196千円(34.4%) H26 徴収額・率 132,893千円(33.0%)</p>	<p>○個人県民税徴収率が向上</p> <p>H24 93.8% H25 94.2% H26 94.7% H27 95.4%</p> <p>○個人県民税収入未済額 H26→H27 3億1284万円圧縮</p> <p>○県職員・市町村職員の連携強化及び滞納整理スキルの向上</p>
今後の課題	<p>H27末の個人県民税の収入未済額が1,388百万円と、目標を上回っている</p> <p>機構への引継予告書を発付する市町村が年々減少傾向にあること</p>	<p>様々な問題が顕在化しているため、H30以降の県と市町村の協働徴収体制の在り方について、機構の見直しを含めて検討中である</p>	<p>個人住民税の収入未済額の更なる圧縮に向けた取組みを引き続き進めていく必要がある</p>	<p>費用対効果額の少ない構成団体についてのフォローアップ</p>	<p>個人住民税の特別徴収の徹底</p> <p>個人住民税の直接徴収の拡大</p>	<p>市町村に対する徴収支援のあり方を検討していく</p>	<p>現行の機構を活用した取組を基盤として、全県同一歩調にこだわらない、柔軟な連携や個別にメリットのある施策などに新たに取り組む必要がある</p>	<p>市町徴収職員の養成機関としての役割の強化</p> <p>支払督促や第二次納税義務等困難案件に対応できる体制整備</p> <p>滞納繰越額が増加している住民税対策の強化</p>	<p>市町村の意向及び税財政状況を勘案しながら、常駐派遣先をいかに選定していくかが今後の課題</p>	

「税を考えるシンポジウム」について

税を考えるシンポジウムについて

名称・目的

- **名称:** 税を考えるシンポジウム
ー税制をめぐる情勢と奈良県税制調査会の取り組みー
- **目的:** 『税を考える週間』(11月11日～17日)に、県民の方々に税への関心を持っていただくとともに、奈良県税制調査会の取り組みについて広く理解してもらう
- **日時:** 平成28年11月12日(土)
13時～16時(12:30開場)
- **場所:** 奈良県橿原文化会館 小ホール
橿原市北八木町3丁目65-5
- **参加者:** 一般県民、県及び市町村税務関係者、納税協会会員 等
- **参加人数:** 200人(事前申込制、先着順)
- **主催:** 奈良県
- **後援:** 公益社団法人 奈良納税協会
公益社団法人 葛城納税協会
公益社団法人 桜井納税協会
公益社団法人 吉野納税協会

内容

- **開会**
奈良県知事挨拶
- **第1部**
特別講演
財務省 事務次官 佐藤 慎一 氏
「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方」
- **第2部**
基調講演
関西大学 教授 林 宏昭 氏
「地方税のあり方と自治体の取り組みについて」

パネルディスカッション
「奈良県における地方税の課題と展望」
コーディネータ 林 宏昭氏(関西大学 教授)
パネリスト 上村 敏之氏(関西学院大学 教授)
佐藤 主光氏(一橋大学 教授)
鈴木 将覚氏(専修大学 教授)
森下 豊 氏(橿原市長)
一松 旬 (総務部長)